

# 供託手続は、オンラインでできます!!!

## オンライン申請とは？



供託の申請や供託金の払渡請求は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。

オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。

書面申請に比べてメリットが多く、操作も難しくありません！

## おすすめの理由

### 法務局に出向く必要がありません！

自宅や会社のパソコンから供託手続を行うことができますので、法務局へお越しいただく必要がありません。申請内容の修正や法務局からのお知らせの確認も全てオンラインで行うことができます。

### 平日の夜9時まで申請可能です！

オンライン申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。

※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

### 供託手続の手間を減らせます！

オンライン申請を利用すれば、作成中の申請内容を一時保存したり、一度申請した内容を再利用することができるため、面倒な書類作成に比べて効率的で、供託手続にかかる手間を減らすことができます。

### 安く安全に手続が可能です！

供託金の納付が金融機関のATMやインターネットバンキングで行うことができるため、現金を持参する必要がなく、安全です。

また、振込手数料が無料であるため、経済的です。

手続の流れは、次ページへ

# 手続の流れ

## かんたん申請【供託申請】

Webブラウザのみで申請できますが、申請できる供託や利用できる機能に制限があります。

## 総合ソフト申請【供託申請】

申請用総合ソフトを用いて行う方法で、かんたん申請にはない便利な機能を利用することができます。

## 総合ソフト申請【払渡請求】

オンライン申請による払渡請求は、電子署名をする必要があるため、申請用総合ソフトでのみ申請をすることができます。

### 【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を「登記・供託オンライン申請システム」のHPから登録します。



### 【申請情報の作成】

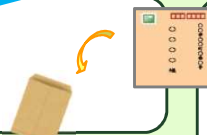
申請内容をインターネット上で作成し、法務局に送信します。

### 【専用ソフトのダウンロードと申請情報の作成】

「登記・供託オンライン申請システム」のHPから申請用総合ソフトをダウンロードして、申請内容の作成や電子署名を行い、法務局に送信します（電子署名には、電子証明書の取得が必要です）。

### 【封筒・切手の送付】

供託書正本送付用の封筒を法務局に送付します。



### 【添付書類の送付】

書面の添付書類があれば、法務局に送付します。

### 【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



### 【供託金の納付】

『受理決定通知』に基づき、ペイジー対応のATM 又は インターネットバンキング を利用して供託金を納付します。



### 【国庫金振込通知】

供託金のお支払いが決定したら審査完了となり、「供託金の払渡手続きをした旨の通知」がオンラインで送信されます。

### 【供託書正本の受領】

法務局から「供託書正本」が届きます。申請用総合ソフトによる申請であれば、書面でない電子供託書正本をダウンロードすることもできます。

### 【供託金の受領】

指定の口座に供託金が振り込まれます。



## オンライン申請の注意点



オンラインによる供託申請では、金融機関のATM（ペイジー対応）やインターネットバンキングを利用して納付します（電子納付）が、金融機関ごとに利用限度額が設定されている場合があるため、納付する供託金額によっては、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

オンラインによる払渡請求で行う電子署名には、電子証明書が必要になりますので、取得の有無について、事前の確認をお願いします。

また、供託金の受領方法は、預貯金振込のみになります。振込先の口座は、請求者本人名義の口座に限られ、それ以外の口座を希望される場合は、委任状等の書類が必要になります。

名古屋法務局供託課

〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1

☎ 052-952-8111

お問合せは  
こちら!!

まずは

供託ねっと



で検索!!